

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】令和2年1月9日(2020.1.9)

【公表番号】特表2019-508770(P2019-508770A)

【公表日】平成31年3月28日(2019.3.28)

【年通号数】公開・登録公報2019-012

【出願番号】特願2018-530055(P2018-530055)

【国際特許分類】

G 06 F 3/0488 (2013.01)

G 06 T 11/80 (2006.01)

【F I】

G 06 F 3/0488 1 3 0

G 06 T 11/80 B

【手続補正書】

【提出日】令和1年11月22日(2019.11.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

コンピューティングデバイス上でデジタルインクの編集を提供するためのシステムであって、各コンピューティングデバイスは、プロセッサと、前記プロセッサの制御下で手書き入力を認識するための少なくとも1つの非一時的なコンピュータ可読媒体を備え、前記少なくとも1つの非一時的なコンピュータ可読媒体は、

前記手書き入力に応じてデジタルインクをコンピューティングデバイスの表示インターフェースに表示させ、

前記手書き入力の前記認識を通じて決定された前記手書き入力の分割情報から前記デジタルインクの要素の範囲を決定するステップを行い、

前記決定されたデジタルインクの要素の範囲に関連して入力カーソルを前記表示インターフェースに表示させ、

前記デジタルインクの要素の範囲を決定する前記ステップにおいて決定された前記デジタルインクの要素の範囲についての重複の範囲内に前記入力カーソルを表示させるように構成される、

システム。

【請求項2】

前記デジタルインクの前記要素はテキスト文字を含み、前記少なくとも1つの非一時的なコンピュータ可読媒体は、第1の文字と第2の文字についての前記決定された範囲に関連して前記入力カーソルを前記第1の文字と前記第2の文字との間の位置に表示するよう構成される、

請求項1に記載のシステム。

【請求項3】

幾何学的特徴には、前記決定された範囲の高さ及び幅を含む

請求項1に記載のシステム。

【請求項4】

コンピューティングデバイス上でデジタルインクの編集を提供するための方法であって、各コンピューティングデバイスは、プロセッサと、前記プロセッサの制御下で手書き入

力を認識するための少なくとも 1 つの非一時的なコンピュータ可読媒体を備え、前記方法は、

前記手書き入力に応じてデジタルインクをコンピューティングデバイスの表示インターフェースに表示するステップと、

前記手書き入力の前記認識を通じて決定された前記手書き入力の分割情報から前記デジタルインクの要素の範囲を決定するステップと、

前記決定されたデジタルインクの要素の範囲に関連して編集カーソルを前記表示インターフェースに表示するステップと、

前記デジタルインクの要素の範囲を決定する前記ステップにおいて決定された前記デジタルインクの要素の範囲についての重複の範囲内に前記編集カーソルを表示させるステップと、を含む

方法。

【請求項 5】

前記デジタルインクの前記要素はテキスト文字を含み、前記編集カーソルは、第 1 の文字と第 2 の文字についての前記決定された範囲に関連して前記第 1 の文字と前記第 2 の文字との間の位置に表示される

請求項 4 に記載の方法。

【請求項 6】

幾何学的特徴には、前記決定された範囲の高さ及び幅を含む

請求項 4 に記載の方法。

【請求項 7】

そこに収録されるコンピュータ可読プログラムコードを持つ非一時的なコンピュータ可読媒体であって、前記コンピュータ可読プログラムコードが実行されて、コンピューティングデバイス上でデジタルインクの編集を提供するための方法を実施するように適合され、前記コンピューティングデバイスは、プロセッサと、前記プロセッサの制御下で手書き入力を認識するための少なくとも 1 つの非一時的なコンピュータ可読媒体を備え、前記方法は、

前記手書き入力に応じてデジタルインクをコンピューティングデバイスの表示インターフェースに表示するステップと、

前記手書き入力の前記認識を通じて決定された前記手書き入力の分割情報から前記デジタルインクの要素の範囲を決定するステップと、

前記決定されたデジタルインクの要素の範囲に関連して編集カーソルを前記表示インターフェースに表示するステップと、

前記デジタルインクの要素の範囲を決定する前記ステップにおいて決定された前記デジタルインクの要素の範囲についての重複の範囲内に前記編集カーソルを表示させるステップと、を含む

非一時的なコンピュータ可読媒体。

【請求項 8】

前記デジタルインクの前記要素はテキスト文字を含み、前記編集カーソルは、第 1 の文字と第 2 の文字についての前記決定された範囲に関連して前記第 1 の文字と前記第 2 の文字との間の位置に表示される

請求項 7 に記載の非一時的なコンピュータ可読媒体。

【請求項 9】

幾何学的特徴には、前記決定された範囲の高さ及び幅を含む

請求項 7 に記載の非一時的なコンピュータ可読媒体。